

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」に関する意見募集において提出された御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	寄せられた御意見		御意見に対する考え方
● 全般			
1 -	「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」についても安全管理措置を講じるとされている。この場合、法 32 条の保有個人データの公表をする必要はないとの理解で良いのか。例えば、本人が個人情報を入力してから事業者のサーバに入るまでの間（取得するまでの間）の経路に講じている安全管理措置は、取得した後に個人データ（保有個人データ）となったものに対して講じた措置ではないので公表等しなくて良いことになるはずである。	【匿名】	<p>「保有個人データの安全管理のために講じた措置」（施行令第 10 条第 1 号）には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が保有個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれるため、当該措置についても本人の知り得る状態に置かなければなりません。ガイドライン（通則編）案について、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】（ガイドライン（通則編）案 3-8-1④） 個人情報取扱事業者は、法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。 ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なる。</p> <p>なお、本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。</p> <p>【修正後】（ガイドライン（通則編）案 3-8-1④） 個人情報取扱事業者は、法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。</p> <p>当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なる。</p> <p>なお、<u>当該安全管理のために講じた措置には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が保有個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれる。</u></p> <p>本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。
2	-	<p>意見提出期限の1週間前になんでも、改正規則案に係る委員会の議事録が公開されていないのは問題ではないか。委員会での議論状況が不明なまま意見募集をしても、十分な意見提出は受けられないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>本ガイドラインの改正案において、改正後の規則の下で新たに報告対象事態に該当することとなる具体的な事例を記載するなどしており、本意見募集の内容については、本意見募集に当たって公示している資料により十分に御理解いただけるものと考えております。なお、委員会の議事概要、議事録は、委員会内の手続きを経た上で公表するのですが、議事概要は9月22日の時点で掲載しているところです。</p>
3	-	<p>外国の個人情報保護の水準を事例収集し、最も厳しい基準にあわせてください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本意見募集は本規則案及び本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
● 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）について			
4	第7条第3号	<p>現行の「不正の目的をもって行われたおそれがある」と改正後の「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による」については、実質的な違いが何かありますでしょうか。</p> <p>条文中のかっこ書きの追加の改正についてはガイドラインでも詳しく解説されており理解できるのですが、上記の「当該個人情報取扱事業者に対する行為による」の追加については、それを追加したことになった理由と現行規定と追加後で実質的にどう変わるのが不明でしたので、ガイドラインに追記等いただか、それには及ばない場合は、意見募集の結果においてご回答いただけますでしょうか。</p>	<p>御指摘の改正部分は、不正行為の相手方が「個人情報取扱事業者」である必要があることを明確にするものであり、当該部分の規律内容を変更するものではありません。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【匿名】		
5	第7条第3号	<p>(2) 以下の委員会が公表している資料 25 ページには、個人データについてだけ漏洩の報告をしなければならないとされている。そのため、個人情報保護委員会としては、法26条は個人データについてのみ適用されると解釈してきたのではないか。それにもかかわらず、「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」についても漏洩の報告を義務づけることは個人情報保護法26条の委任範囲を超えており、委任の範囲を超えていないのであれば、その理由を明らかにされたい。</p> <p>https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202304.pdf</p>	<p>【匿名】</p> <p>法第26条第1項本文は、「その取り扱う…個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」を報告対象事態として定めることを施行規則に委任しているところ、「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」が「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」により漏えい等した場合、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データの安全の確保に係る事態が生じており、かつ、当該事態は本人の権利利益に対する影響が大きいと考えられることから、法の委任の範囲内と考えます。</p>	
6	第7条第3号	<p>改正内容に関しては賛成ですが、記載の言葉がすこし修正したほうがいいのではないかと思います。改正案において「当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われるが予定されているものを含む。）」とされている。</p> <p>(1)個人データの用語は、法16条で定義されているので、その定義を拡張するような記載を規則等に設けるべきではないのではないか。個人データの後に括弧があるとその前の個人データを説明している内容に思える。</p> <p>(2)「当該個人情報取扱事業者に対する行為による」が少し日本語が不自然に思える。</p>	<p>(1) 本規則案第7条第3号が、法第16条第3項の「個人データ」の定義を拡張するものではないことは、同号の記載から御理解いただけるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>(2) 他の法令においても、「に対する行為」、「行為による」との語が用いられており、原案どおりとさせていただきます。</p>	

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(変更案)</p> <p>不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>前記の変更に伴い関連するガイドライン等の改正案の修正。</p> <p>例えば、「また、法第 26 条に関し、規則第 7 条第 3 号関係に規定する「個人データ」には、「当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。」などの修正など</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
7	第 7 条第 3 号	<p>[意見]</p> <p>個人情報取扱事業者が、個人データとして取り扱う予定で、これから個人情報を取得しようとしていたものの、まだ取得は行っていない段階で、当該個人情報取扱事業者に対して不正の目的をもった第三者によるサイバーアタックが当該個人情報取扱事業者に対して行われたとする。</p> <p>この場合は、「個人データ（…中略…）の漏えい等が…発生したおそれがある事態」には該当しないという理解でよいか。</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改定案で漏えい等報告の対象が拡大するので、対象の外延を明確化しておきたい、というのが本意見の趣旨。 	<p>御指摘の事案において、「サイバーアタック」により当該個人情報取扱事業者が取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものが漏えい等し又はそのおそれが生じた場合には、報告を要します。他方、個人情報が漏えい等しておらず、漏えい等したおそれもないであれば、報告を要しません。</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 規定の文言案は「発生した」である以上、サイバーアタックを受けた個人情報取扱事業者が技術情報（個人情報を含まないものとする。）を漏えい等したとしても、その時点では当該個人情報取扱事業者が個人情報を未取得であれば、漏えい等報告の義務は発生していないと考えるのが自然と思うが、その理解でよいかを確認したい。 <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
8 第7条第3号	<p>今回の改正により、例えば、氏名等が書いてあるアンケート用紙を従業員が落としてしまって、それが見つからない場合には、アンケート用紙を個人データとすることが予定されていれば報告が必要ないとの理解でよいのか。見つからないということは、誰かが拾って不正に利用するおそれがあるので、規則7条3号に該当するように見える。もっとも、仮にそうだとしても、従業員が落としたのを拾われただけであり、個人情報取扱事業者に対する行為ではないので、報告は必要ないと理解して良いのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別の事案に応じて判断する必要がありますが、従業者が誤ってアンケート用紙を落とし、これが見つからないことをもって、直ちに「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による…漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」に該当するものではないと考えられます。</p>
9 第7条第3号	<p>規則の附則として令和六年四月一日とされていますが、それ以前に発生し、同日以降に気が付いたものについては対象外としてほしいです。そうしないと、いまから4月1日の間でも漏えい等報告をするためのシステムの整備等を行わなければなりません。せめて4月1日以降の攻撃による漏えいに限定してほしいです。</p> <p>また、「予定されているもの」ではなく、客観的に「想定されているもの」の方が良いのではないかでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>前段について、法第26条第1項は「個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」の報告義務を規定しているため、本規則案の規定により新たに報告対象事態となった漏えい等事案については、本規則案の施行日である令和6年4月1日以降に漏えい等又はそのおそれが生じたものに限って同項に基づく報告義務が課されます。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			後段について、他の法令においても、「予定されているもの」との語が用いられており、原案どおりとさせていただきます。
10	第7条第3号	<p>(意見) 個人情報取扱事業者A（以下「事業者A」）が、個人情報取扱事業者B（以下「事業者B」）から個人情報の提供を受け又は受けようとする場合、提供元となる事業者Bに対する第三者の行為により事業者Bから当該個人情報が漏えい等したケースは、事業者Aに対する行為ではないため、事業者Aに報告義務は無いという理解でよいか。 ※事業者Aと事業者Bとの間は業務委託の関係にないケースを想定 (理由) 解釈の明確化のため</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	個別の事案に応じて判断する必要がありますが、御指摘の事案において、事業者Aが事業者Bに漏えい等した個人情報の取扱いを委託しておらず、また、事業者Aが漏えい等した個人情報を取り扱うにあたって事業者Bの提供するサービスを利用していなければ、通常、事業者Bに対する行為は事業者A「に対する行為」に該当しないと考えられます。
11	・第7条第3号 ・ガイドライン（通則編）3-5-3-1	<p>(意見) 「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかは、（中略）個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断する」とあるが、例示をお示し頂きたい。 (理由) 解釈の明確化のため</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1(3)【報告をする事例】の事例6）、事例7）及び事例8）において、「取得しようとしている個人情報」に該当する事例をお示ししています。
12	第7条第3号	<p>(意見) 「当該個人情報取扱事業者に対する行為による」とあるが、例示をお示し頂きたい。 (理由) 解釈の明確化のため</p>	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1(3)【報告をする事例】において、「当該個人情報取扱事業者に対する行為による」に該当する事例をお示ししています。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【一般社団法人日本クレジット協会】		
13	第7条第3号	<p>(意見)</p> <p>「当該個人情報取扱事業者に対する行為による」について、顧客が個人情報取扱事業者に対して作成した申込書等が送付され、当該事業者に届く前までの間に発生した不正の行為は、当該事業者への不正の目的の行為に該当しないとの理解でよいか。</p> <p>例) 顧客が事業者 A に申込書を送付したが、配送過程で窃盗に遭い所在不明となった。この場合、事業者 A に対する不正の目的で行われた行為での漏えい等には該当しないため、事業者 A には報告義務はないと理解してよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>解釈の明確化のため</p>	<p>個別の事案に応じて判断する必要がありますが、個人情報取扱事業者が個人情報を取得するまでに行われた行為であっても、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」に該当し得ます。</p>	
14	•第7条第3号 •ガイドライン(通則編) 3-5-1-2 事例 6) •ガイドライン(通則編) 3-5-3-1 事例 6)、事例 7)	<p>(意見)</p> <p>ガイドライン通則編の事例では事業者自身が保有するサイト自体が改ざんされ情報漏えいが発生した場合を想定していると理解している。</p> <p>第三者が事業者 A になりすましてメール等を送信し、メール等を受信した者がフィッシングサイト等の複製または模倣サイトに誘導されて個人情報を入力し詐取された場合、なりすまされた事業者 A には報告義務はないという理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>第三者から送信されたなりすましメールによりフィッシングサイトに誘導されて個人情報が詐取等されるケースは、事業者 A に対する行為に該当しないこと、また事業者 A が取得しようとしている個人情報ではないことから、事業者 A には報告義務が無いことを明確化したいため。</p>	<p>個別の事案に応じて判断する必要がありますが、個人情報取扱事業者になりすましたメールが第三者から送信されたことをもって、直ちに「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」に該当するものではないと考えられます。</p>	

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【一般社団法人日本クレジット協会】		
15	第7条第3号	<p>(意見) ECサイト内のクレジットカード決済画面が不正に改ざんされたこと等により、カード会員がフィッシングサイトに誘導され、クレジットカード番号や個人情報が第三者に詐取された場合、これはECサイト運営者に対する行為であり、クレジットカード会社に対する行為ではないため、クレジットカード会社に報告義務は無いという理解でよいか。</p> <p>(理由) 解釈の明確化のため</p>	御指摘の事案における改ざんがクレジットカード会社「に対する行為」に該当するかどうかは、クレジットカード会社とECサイト運営者との関係、クレジットカード決済画面に入力された個人情報の取扱状況等を踏まえ、個別の事案に応じて判断する必要があります。	
16	第7条第3号	<p>項番1 意見・質問等:本改正は、法第26条1項に定める漏えい等の報告等の義務の範囲を拡大するだけではなく、個人情報保護法に定める「個人データ」の定義を拡大する可能性を伴うものであり、内閣府令によって実質的に法改正を行うのに等しい影響が生じるおそれがある。仮に、内閣府令の定めとして適法であるとしても、その解釈適用は十分慎重を期して謙抑的に行われるべきであるし、特にガイドラインによる解釈指針の公表は極めて慎重に取り扱われるべきである。</p>	本規則案及び本ガイドライン案の改正案は、法第16条第3項の「個人データ」の定義を拡張するものではありません。	
17	第7条第3号	<p>項番2 意見・質問等:「当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報」が、「個人データとして取り扱われることが予定」か否かは、当該個人情報の取得時点又は取得しようとしている時点において判断するものと理解して相違ないか。将来、いつかは個人データ</p>	「個人データとして取り扱われることが予定されているもの」に該当するかどうかは、漏えい等又はそのおそれが発生した時点を基準として、個別の事案に応じて判断する必要があります。	

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>にする可能性は排除されていないものの、取得時点又は取得しようとしている時点において、その「予定」が無い個人情報は、対象外という理解で相違ないか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	
18	第7条第3号	<p>項番 3</p> <p>意見・質問等:法 23 条及び法 26 条以外の個人データ（保有個人データを含む）に係る規律は、引き続き、「個人データとして取り扱われることが予定」されている個人情報には適用されないという理解で良いか。例えば、法第 32 条・政令第 10 条第一号の対象にも含まれないという理解か。それとも、同号の文言が「法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置」と規定していることを根拠に、「個人データとして取り扱われることが予定」されている個人情報にも同号の適用が有るという整理なのであれば、各社の個人情報保護方針の改訂なども要するケースも想定されるため、通則ガイドライン 3 の 8 の 1 に明示していただきたいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	<p>「保有個人データの安全管理のために講じた措置」（施行令第 10 条第 1 号）には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が保有個人データとして取り扱うことを予定しているもの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれるため、当該措置についても本人の知り得る状態に置かなければなりません。ガイドライン（通則編）案については、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】（ガイドライン（通則編）案 3-8-1④） 個人情報取扱事業者は、法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。 ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。 当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データ</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>を記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なる。</p> <p><u>なお、</u>本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。</p> <p>【修正後】（ガイドライン（通則編）案 3-8-1④） 個人情報取扱事業者は、法第 23 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置の内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。 ただし、当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものについては、その必要はない。 当該安全管理のために講じた措置は、事業の規模及び性質、保有個人データの取扱状況（取り扱う保有</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>個人データの性質及び量を含む。）、保有個人データを記録した媒体等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。このため、当該措置の内容は個人情報取扱事業者によって異なり、本人の知り得る状態に置く安全管理のために講じた措置の内容についても個人情報取扱事業者によって異なる。</p> <p><u>なお、当該安全管理のために講じた措置には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が保有個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために講じた措置も含まれる。</u></p> <p>本人の知り得る状態については、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含むため、講じた措置の概要や一部をホームページに掲載し、残りを本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うといった対応も可能であるが、例えば、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」に沿って安全管理措置を実施しているといった内容の掲載や回答のみでは適切ではない。</p>
19	<p>第 7 条第 3 号</p> <p>1. 個人情報の保護に関する法律施行規則 第 7 条 個人情報の保護に関する法律施行規則第 7 条第 3 号で、報告対象事態に『個人データとして取り扱われることが予定されているもの』が追加されているが、以下の理由から対象となる</p>	<p>「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による」漏えい等は二次被害が想定され、本人の権利利益に対する影響が</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ケースを、例えば二次被害が想定できユーザー等にとって重大な事態になりうる場合として具体的に明示する、『個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態』等の重大性の要件を追加する等で、明示いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーにとって利便性のあるシステム開発（改善対応）等のケースにおいて、テスト時ににおいては実際には漏洩や不正が発生しないケースが多くある。この場合も対象になると、対応遅延により結果的にユーザーの不利益となる場合が考えられる。 ・『予定されているもの』の表現が広く考えられ、例えば名刺や契約書など、個人情報データベースに登録予定の紙媒体を紛失したケースも対象となると、本来優先して対応すべき情報漏洩対策等の実施に影響があると考えられる。（優先度や重要度によって対応策にかけるコストが異なるところ、すべてに最高度のセキュリティ対策を実施しなければならないとなると、結果的にユーザー側への対応が疎かになる原因となる可能性を危惧する。） <p>【匿名】</p>	大きいことから、原案どおりとさせていただきます。
20	第7条第3号	<p>例えば、名刺を定期的に名刺管理ソフトで管理している者が、名刺管理ソフトに登録する前の名刺を鞄の中に入れていたところ、鞄ごと盗まれてしまったというようなケースにも適用されるのか。</p> <p>セミナー、パーティ等で多数の方と名刺交換していた場合、相手の連絡先を記憶しておくことも難しく、本人通知も困難であるが、代替措置として事案の公表等を行わなければならないとするのも非常に煩雑である。</p> <p>【個人】</p>	個別の事案に応じて判断する必要がありますが、通常、名刺管理ソフトが個人情報データベース等に該当する場合、名刺管理ソフトに登録する予定の名刺上の個人情報は「個人データとして取り扱われるが予定されているもの」に該当し、個人情報取扱事業者の従業員が当該名刺を窃取された場合は、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			業者に対する行為による「漏えいに該当すると考えられます。」
21	第7条第3号	<p>(意見) 今回の追記内容について、第七条第一号、第二号、第四号の文言上の「個人データ」には追記されずに、当該箇所のみに追記をされております。これは、第七条第三号のみに追記された内容が適用され、他の各号には適用されないという理解でよいでしょうか。</p> <p>(理由) 上記の通り。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人生命保険協会】</p>	御理解のとおりです。
22	第7条第3号	<p>漏えい報告の対象となる範囲をガイドラインで具体的に明示していただきたい。WEBページの改ざんによるWEBスキミングを規制の対象とすることを目的とした改定であれば、その場面に限定した記載をしていただきたい。</p> <p>理由：個人情報保護法第26条第1項の漏えい報告の対象は「個人データ」に限定されている。これは個人データの漏えい等が生じた場合には、他のデータと容易に結合されること等により、個人の権利利益が侵害されるおそれがあついたため、個人情報取扱事業者に対して報告を義務付ける必要性が高いからであると理解している。また、個人情報全般に一律に報告義務を課した場合、個人情報取扱事業者に過大な負担を負わせるおそれがあることから、対象が「個人データ」に限定されているものと理解している。この趣旨からしても、報告義務の対象は、個人情報取扱事業者にとって過大な負担とならないレベルまでその範囲を限定し、明確化することが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本損害保険協会】</p>	本ガイドライン（通則編）案3-5-3-1(3)【報告をする事例】の事例6)、事例7)及び事例8)において、新たに報告対象事態に該当することとなった事例を示していますので、原案どおりとさせていただきます。なお、本規則案及び本ガイドライン案の改正案は、いわゆるWEBスキミングによる漏えい等事案のみを報告対象事態とすることを目的とするものではありません。

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
23	<p>【意見の内容】</p> <p>改正箇所が個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）26条1項本文の委任の趣旨を逸脱しない理由をご教示ください。</p> <p>【理由】</p> <p>法26条1項本文は、事業者が「取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態」（以下「記述1」といいます。）であって、「個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」（以下「記述2」といいます。）の具体化を個人情報保護委員会規則に委任しているところ、記述2は文言上記述1を限定する要素として位置付けられています。このような理解は、規則7条柱書が「法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは…」としていることからも、適切なものと考えられます。そうすると、受任規定において、記述1に当たらない事態を規定することはできないと考えられます。</p> <p>そして、法は、「個人情報」と「個人データ」を区別し、個人情報取扱事業者（以下「事業者」といいます。）の義務に係る規定のうち、17条から21条までは個人情報の取扱いを規制するものとして規定し、一方、22条から30条までは個人データの取扱いを規制するものとして規定しています（なお、このようにされている理由について、園部逸夫・藤原靜雄編、個人情報保護法制研究会著『個人情報保護法の解説 第三次改訂版』（ぎょうせい、2022年）149頁は、いずれ個人情報データベースに記録され個人データとなるものであっても、取得段階では個人情報の状態であることによるとしています）。そうすると、法26条1項本文の「個人データ」に個人情報データベースに記録されていない「個人情報」が含まれると解することはできず、</p>	<p>法第26条第1項本文は、「その取り扱う…個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」を報告対象事態として定めることを施行規則に委任しているところ、「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」が「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」により漏えい等した場合、当該個人情報取扱事業者が取り扱う個人データの安全の確保に係る事態が生じており、かつ、本人の権利利益に対する影響が大きいと考えられることから、法の委任の範囲内と考えます。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>個人データとして取り扱われることが予定されているものに限定するとしても、個人情報の漏えい等が記述 1 に当たることはないと考えられます。</p> <p>以上の関係規定の規定ぶりに照らすと、法 26 条 1 項は、個人データに該当しない個人情報について、漏えい等が生じた場合を報告及び本人通知の対象とすることまでは委任しておらず、改正箇所は同項の委任の趣旨を逸脱している疑いがあると思料します。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
24	第 43 条第 3 号	<p>同規則（案） 7 条号は、「個人データ」（開示等の対象である「保有個人データ」ではない）について個人情報取扱事業者が報告する漏えい等事態を拡張するものであり、これに相当する改正を同規則（案） 43 条 3 号において（開示等の対象でもある）「保有個人情報」の意味内容を拡張することで行おうとするものであると思われる。もともと、漏えい等事態の客体となる情報の概念が官民で異なっているのは、行政機関等の「保有個人情報」は「個人情報」に含まれるところ、個人情報取扱事業者の「保有個人データ」は一義的には「個人データ」に含まれるものであり、「個人情報」（事業の用に供していない散在個人データ等も含む）はそのさらに上位概念であることから、官民ともに保有に至らず取得する情報（必ずしも開示等の請求に応じる義務は課せられていない情報）を含ませた帰結として、個人情報取扱事業者では「保有個人データ」の上位概念である「個人データ」を漏えい等事態の報告の客体にしたものと思われる。</p> <p>今回の改正では、その報告の客体を拡張するために、そもそも報告の客体の情報の概念を変更せずに、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報」に「当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの」を含むという改正を行おうとするものである。</p>	<p>本規則案及び本ガイドライン案が、「保有個人情報」（法第 60 条第 1 項）の定義を変更するものではないことは、本規則案及び本ガイドライン案の記載から御理解いただけるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>しかし、実務上、法及び規則を従事者等（委託先等含む）に遵守を徹底するほか、住民等に対する平易な説明のためには、分かりやすさの観点から、条文ごとにその用語の意味が異なるような改正は望ましくないため、開示請求等の規定等との兼ね合いから、「保有個人情報」の定義を変更させずに、例えば次のように規定することによれば、従来の「保有個人情報」と「個人情報」を峻別できるのではないか（改正案だと、「保有個人情報」に言わば「保有予定個人情報」と呼ぶべき情報を含むこととなるため、報告を要する「個人情報」を取得及び取得予定のものに限る旨を明記した方が良いのではないか。）。</p> <p>「不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報」及び「当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得している個人情報（当該行政機関等が取得しようとしているものを含む。）であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているもの」</p> <p style="text-align: right;">【東京都】</p>	
<p>● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）について</p>		
25	<p>3 [意見]</p> <p>「なお、」で始まる段落について、以下の文言変更を提案する。</p> <p>(現在の案)</p> <p>…当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。</p> <p>(弊職の案)</p>	<p>安全管理措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならないものであり、原案どおりとさせていただきます。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>… 当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等及びそのおそれの発生を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。</p> <p>[理由]</p> <p>規則第 7 条第 3 号において「個人データ（…中略…）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」と規定であることから鑑みると、事業者は、漏えい等が生じなければよいのではなく、発生するおそれも防ぐべく措置を講じるべきと考える。このように考えることは、個人の利益保護（法第 1 条）にも沿い、かつ、規則第 7 条にも沿うものである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
26	3-4-2	<p>通則編で追加される「なお、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。」との文言は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）4-2-7、4-2-8、4-2-9 にも追記するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）では、安全管理措置として具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「10（別添）講すべき安全管理措置の内容」を参照すること等としているため、原案どおりさせていただきます。</p>
27	3-4-2	<p>(1) ガイドライン3-4-2に「なお、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。」とあるが、</p>	<p>1点目及び3点目につき、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものが、当該個人情報取扱事業者において個人情報データベース等を構成する前の段階で</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>○これはこれまでの解釈を拡大したものであるので、このガイドラインが施行されるまでは「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」については安全管理措置を講じなくて良いのか。</p> <p>○解釈を拡大したのではなく明確化したものであるとの結論であれば、いまこの時点でも「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」に安全管理措置を講じなければならぬことになる。しかし、以下の委員会が公表している資料 25 ページには、個人データについてだけ安全管理措置を含む「保管・管理に関するルール」が適用されるとなっている。これは誤りだったのか。誤りであるのであれば、少なくともこのガイドライン施行までは拡大したのではなく明確化したものであるとの結論であれば、いまこの時点でも「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」に安全管理措置を講じていなかったとしても、委員会が指導・勧告・命令を行うべきではない。 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kihon_202304.pdf</p> <p>○仮に解釈を拡大していないのであれば、このガイドライン施行前であっても「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものに安全管理措置を講じなければならないのか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>漏えい等した場合であっても、個人情報データベース等を構成することとなった後の段階で漏えい等した場合、すなわち、個人情報取扱事業者が取り扱っている個人データが漏えい等した場合と同様の結果が生ずることになります。そのため、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。御指摘の箇所は、このような従前からの解釈を明確化したものですので、本ガイドライン案の改正案の施行前であっても、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」として、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。</p> <p>2 点目につき、御指摘の資料は、具体的な指針として定めたものではなく、広報・啓発の観点から個人情報保護法等の概要をまとめたものです。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
28	3-4-2	<p>通則編に「なお、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。」と追記するとされているが、仮名加工情報にはこの文言は適用されないと理解で良いのか。</p> <p>法 41 条には「仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）」とあるため、仮名加工情報取扱事業者が「取得し、又は取得しようとしている」仮名加工情報には安全管理措置についての条文は適用されないはずである。そうであるとすれば、そのことを個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）に記載するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>法第 23 条に基づき講じなければならない「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。このことは、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報が仮名加工情報である場合であっても同様です。</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）2-2-3-7(3)では、安全管理措置について、「詳細については、通則ガイドライン「3-4-2（安全管理措置）」を参照のこと」と示しているため、原案どおりとさせていただきます。</p>
29	3-4-2	<p>項番 4</p> <p>意見・質問等：「なお、」以下の一段落は、内閣府令により法 23 条を実質的に改正する結果を生じるものであり、適切ではない。第 253 回個人情報保護委員会の議事概要の 4 (1)によれば、本改正は「近時問題となっている Web スキミングを念頭においての改正」とのことであるが、安全管理措置の対象を単なる「個人データ」から「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」にまで拡大することは、その目的から逸脱するように見える。また、安</p>	<p>個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものが、当該個人情報取扱事業者において個人情報データベース等を構成する前の段階で漏えい等した場合であっても、個人情報データベース等を構成することとなった後の段階で漏えい等した場合、すなわち、個人情報取扱</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>全管理措置に関するルール改正は個人情報取扱事業者の実務に対する想定外の影響を生じるのではないか。例えば、個人データの取扱いを第三者に委託する場合には安全管理措置が適切に講じられるよう必要かつ適切な監督をすることが求められるし、法第 28 条に基づき、外国にある第三者に個人データを提供した場合には、個人情報取扱事業者は、当該第三者による安全管理措置を含む相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずることとされており、個人情報取扱事業者はそれぞれ従前のルールにしたがってこれらの措置を時間をかけて講じている。仮に当該段落を残すとしても、Web スキミングを念頭においての改正という目的、及び実務への影響が十分に議論されていないのではないかという懸念を踏まえ、「なお、法第 23 条に定める「その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置」を講じるにあたっては、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれることが望ましい。」という内容に留めておくべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	<p>事業者が取り扱っている個人データが漏えい等した場合と同様の結果が生ずることとなります。そのため、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。本ガイドライン案の御指摘の箇所は、このような従前からの解釈を明確化したものですので、原案どおりとさせていただきます。</p>
30	<p>取得しようとしている個人情報について、「当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの」について漏えい等を防止するための安全管理措置が求められるという点につき、委託先となるアンケート用紙の回収業者やオンラインフォームの提供事業者等、自ら個人データとして取り扱うことは予定していないものの、委託元において個人データとして取り扱うことを予定している場合であれば、当該委託先においても安全管理措置を実施する義務があるという理解で良いか。そうであれば、その旨明確にしていただきたい。</p>	<p>御指摘の事案において、委託先は、自ら個人データとして取り扱うことを予定していない個人情報については、法第 23 条に基づき安全管理措置を講ずる義務は負いません。もっとも、委託元は、個人データとして取り扱うことを予定している個人情報の漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置を講ずる義務を負い（法第 23 条）、また、自らが講ずべき上記措置と同等の措置が講じられるよう、委託先の監督を行う義務</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>仮にこうした場合において、委託先においても法令上の安全管理措置実施義務がないとすると、委託元としては委託先での安全管理措置の把握や実施の確保が必ずしも容易とはいせず、とりわけ定型的な約款のもとでしか利用できない SaaS 型の個人情報収集サービス（個人データを取扱わないとするオンラインフォームの作成サイト等）の利用が困難となることが懸念される。</p> <p>【匿名】</p>	<p>を負います（法第 25 条）。ガイドライン（通則編）案について、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。</p> <p>【修正前】（ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1(3))</p> <p>不正行為の相手方である「当該個人情報取扱事業者」には、当該個人情報取扱事業者が第三者に<u>個人データ又は個人情報の取扱いを委託している場合</u>における当該第三者（委託先）及び当該個人情報取扱事業者が<u>個人データ又は個人情報を取り扱うにあたって</u>第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。</p> <p>【修正後】（ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1(3))</p> <p>不正行為の相手方である「当該個人情報取扱事業者」には、当該個人情報取扱事業者が第三者に<u>個人データの取扱いを委託している場合（※3）</u>における当該第三者（委託先）及び当該個人情報取扱事業者が<u>個人データを取り扱うに当たって</u>第三者の提供</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。</p> <p><u>(※3) 個人情報取扱事業者が、個人データとして取り扱うことを予定している個人情報の取扱いを第三者に委託する場合であって、当該第三者（委託先）が当該個人情報を個人データとして取り扱う予定はないときも、ここにいう「個人情報取扱事業者が第三者に個人データの取扱いを委託している場合」に該当する。</u></p>
31 ・3-4-2 ・ガイドライン (第三者提供時の確 認・記録義 務編) 2- 2-2- 1(1)2※	<p>(意見)</p> <p>個人情報取扱事業者 A（以下「事業者 A」）が、個人情報取扱事業者 B（以下「事業者 B」）から個人情報の提供を受け又は受けようとする場合、事業者 A は、提供元となる事業者 B から個人情報の提供を受ける以前の段階では安全管理措置を講じる義務を負わない（事業者 B が講じる安全管理措置の管理・監督義務等も無い）という理解でよいか。</p> <p>※事業者 A と事業者 Bとの間は業務委託の関係にないケースを想定</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報の提供を受けようとする者は、実際に提供を受けた後の個人情報については自己の管理下となるため、安全管理措置を講じることは当然だが、まだ提供を受けていない時点では自己の管理下にないため、提供元の保有している個人情報について安全管理措置を講じることは困難であり、義務を課すこととなれば、提供を受ける者に過大な負担を課すこととなるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>御指摘の事案において、事業者 A が、事業者 B から取得した個人情報を個人データとして取り扱うことを予定している場合、事業者 A は、事業者 B から取得した個人情報の漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置だけではなく、事業者 B から取得しようとしている個人情報の漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。当該措置は、事業者 A を原因とする漏えい等（不正の目的をもって行われたおそれがある事業者 A に対する行為による漏えい等を含みます。）を防止するために必要かつ適切な措置であり、当該措置として講じなければならない具体的な手法の内容は、当該個人情報の取扱状況、事業者 A が用いる個人情報の取得の手段等に応じて、個別の事案に応じて判断されます。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
32	3-4-2	<p>取得しようとする個人情報全般に安全管理措置を講じることは困難であり、事業者で対応可能な事項に限定していただきたい。</p> <p>理由：安全管理措置は当該事業者が取り扱う範囲において講じるものであって、取り扱っていない個人情報に対して措置を講じることは困難である。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本損害保険協会】</p>	<p>本ガイドライン（通則編）案 3-4-2においては、取得しようとする全ての個人情報の漏えい等を防止するための措置を求めているものではありませんので、原案どおりとさせていただきます。</p>
33	3-5-1-2	<p>個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。</p> <p>意見</p> <p>上記「漏えい」の概念は、個人情報取扱事業者の内部に存在した個人データが外部に流出することを前提としている。ガイドライン等において、「流出」についての定義はないが、国語辞典の多くは、「流出」について、内部のものが外部に出ていくこと、という説明をしている。</p> <p>今回の改正では、個人情報保護法施行規則 7 条 3 号に規定する「個人データ」について、「個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われるが予定されているもの」を含むとする概念の拡張を検討されているところ（上記案 3-5-1-1）、個人情報取扱事業者が取得していない個人情報（個人情報取扱事業者が取得しようとしている個人情報）は個人情報取扱事業者の内部に存在していないことから、「漏えい」の対象にはならないと解釈される余地がある。</p> <p>したがって、個人データの概念を拡張するのであれば、「漏えい」の定義についても「個人情報取扱事業者が取得しようとしている個人情報」を含むことが明らかになるように変更する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本ガイドライン案の記載から、個人情報取扱事業者が取得しようとしている個人情報も「漏えい」し得ることは御理解いただけるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
34	3-5-1-2 事例 6)	<p>意見</p> <p>サイバー攻撃の事案では、攻撃者や情報送信先を特定することが困難な場合が多く、当然ながら攻撃者と情報送信先が同一であるかの判断も困難である。それにも関わらず、事例において、情報の送信先を「当該第三者」に限定することは不自然であり、個人情報取扱事業者の誤解を招く必要がある。</p> <p>したがって、「当該第三者」ではなく、「改ざんされた送信先」といった表現に変更したほうが適切と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御指摘の事例 6) は例示であり、不正行為の主体以外の第三者に個人情報が流出した場合について「漏えい」該当性が直ちに否定されるものではないことは御理解いただけるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
35	3-5-1-2 事例 6)	<p>・「入力ページが第三者に改ざんされ、ユーザーが入力した個人情報が当該第三者に送信された場合」と記載があるが、第三者に送信されたかどうかの確証がない場合、漏えいに該当するのか。疑わしい場合は、漏えい事例に該当し報告対象となるのか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>漏えいが疑われるものの漏えいが生じた確証がない場合には、漏えいした「おそれ」が認められますので、報告を要します。</p>
36	3-5-1-2 事例 6)	<p>・入力ページが改ざんされて第三者にユーザー情報が送信されたことが明白であるものの、個人情報取扱事業者側で、誰の情報が第三者に送信されたか分からない場合、漏えいした情報が特定できないが、どのような対応が必要となるのか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>御指摘の事案において、第三者に送信されたユーザー情報が「当該個人情報取扱事業者が…取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」に該当する場合、当該事態に係る報告及び本人通知を要します。ただし、例えば、当該個人情報取扱事業者において把握できた事項が限定的である等の理由により、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められます。</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
37	<p>3-5-3-1 の事例 5) は「当該端末と個人情報取扱事業者のサーバとの電気通信に起因して」とあるが、例えば、従業員や取引先がマルウェアに感染した私用の端末又は取引先の端末に USB で勝手に個人データを保存して、それが漏洩した場合には、報告義務はないとの理解で良いのか。</p> <p>3-5-3-1 の事例 5) は削除すべきである。従業者の私用の端末又は取引先の端末が情報を窃取するマルウェアに感染した場合には、「当該個人情報取扱事業者に対する行為」ではない。「に対する行為」との文言の語義からすれば、私用の端末又は取引先の端末にたまたまマルウェアが感染した場合には、それは事業者に対する攻撃には当たらない。（例えば、従業員が勝手に不正ファイルをダウンロードしてマルウェア感染した場合には、攻撃者も事業者に対する攻撃をする意思もないし、そもそも事業者自体を認識してすらいない）</p> <p>3-5-3-1 の事例 5) は削除すべきである。従業者や取引先が勝手に個人データを持ち出して、マルウェアに感染した私用の端末又は取引先の端末に保存して漏洩した場合には漏洩の報告が必要なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人データを私用の端末又は取引先の端末に保存した後に、その端末がマルウェアに感染した場合には、「に対する行為」との文言の語義からすれば、7条3号に該当しない（単に、従業員や取引先に対して攻撃しただけである） ○個人データを私用の端末又は取引先の端末に保存した時に、すでにその端末がマルウェアに感染しており漏洩した場合には、「に対する行為」との文言の語義からすれば、7条3号に該当しない。（この場合、攻撃者は従業員や取引先に対して攻撃しただけで、その後に、従業員や取引先が勝手に、その汚染した PC に個人データを保存した（汚染領域に勝手に個人データ 	<p>御指摘の事例 5) については、個人情報取扱事業者のサーバが情報を窃取するマルウェアに感染し、当該マルウェアにより個人データが漏えいしており、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ…の漏えい」に該当すると考えられるため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>また、個別の事案に応じて判断する必要がありますが、個人情報取扱事業者のサーバがマルウェアに感染していないなくとも、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」により当該個人情報取扱事業者の取り扱う個人データが漏えいした場合には、報告を要します。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>を持ち込んだ）だけであり、「当該個人情報取扱事業者に対する行為」ではない。また、すでに従業者や取引先が私用の端末又は取引先の端末に保存した時点で漏洩は完了している。従業員が仕事のために持ち出して保存したのであれば不正目的の漏洩ではない。その後に私用の端末又は取引先の端末がマルウェア感染したとしても、事業者から漏洩した個人データが、一度従業員や取引先に漏洩し、その後に再度従業員や取引先から漏洩したのであり、事業者から漏洩したのではないため、そもそも法 26 条に基づく報告の義務はない。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
38	3-5-3-1(3)	<p>「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」（以下「不正行為」という）の主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。</p> <p>＜意見＞</p> <p>上記箇所は、「…第三者のみならず、従業者及び委託先も含まれる。」とすべきと考える。</p> <p>＜理由＞</p> <p>意見対象箇所に続く文章では、「当該第三者（委託先）」という表現が現れる。</p> <p>そのため、一見して、「…第三者のみならず、」の「第三者」に委託先が入るか否かが不明確となってしまっているため。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>御指摘の記載から、不正行為の主体に委託先も含まれることは御理解いただけるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
39	3-5-3-1	当該個人情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報」に該当するかは、で始まる段落	個人情報取扱事業者が取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものが当該個人情報取扱事業者に対するサ

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>＜意見＞</p> <p>個人情報取扱事業者が個人情報を未だ取得していない段階であっても、当該事業者が個人情報を取得する予定があり、かつ、その個人情報を個人データとして取り扱う予定があれば、当該個人情報取扱事業者は、サイバー攻撃を受けた段階で、漏えい等報告が発生するという理解でよいか。</p> <p>＜理由＞</p> <p>個人情報を取得していない段階であっても漏えい等報告を負うのがガイドライン案の素直な読み方だが、過剰に漏えい等報告の範囲を広げる解釈であり法解釈上違和感も感じたため、確認を求める次第である。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	イバー攻撃により漏えい等し、又はそのおそれが発生した場合には、当該漏えい等が当該個人情報取扱事業者による当該個人情報の取得前に発生した場合でも、報告を要します。
40	3-5-3-1	<p>項番 5</p> <p>意見・質問等:改正案に係る解釈について、「当該個人情報取扱事業者が『取得しようとしている個人情報』に該当するかどうかは、個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断する。」とありますが、個人情報を漏洩した事業者等が、自身の判断で、それが「取得しようとしている個人情報」なのか判断すると捉えられるのですが、客観的に判断したとはいえ、自身で判断している以上、その判断の正確性に疑問が生じる可能性が考えられると思いますが、そういう点はどうお考えでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	個人情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかの判断は、恣意的な判断が許容されるものではなく、客観的に判断する必要があります。
41	3-5-3-1	<p>項番 6</p> <p>意見・質問等:規則第 7 条第 3 号改正案に係る解釈について、「不正行為の相手方である『当該個人情報取扱事業者』には、当該個人情報取扱事業者の委託先、当該個人情報</p>	個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データ又は個人情報を取り扱っており、又は取得しようとしていることになるた

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>取扱事業者が第三者の提供するサービスを利用している場合の当該第三者、が含まれる。」とありますが、当該個人情報取扱事業者とその委託先の双方が漏えい等報告を行う理解でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	め、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負います。
42	3-5-3-1	<p>項番 7 意見・質問等:（※4）の、「個人データ又は個人情報」は、「個人データ（規則第 7 条第 3 号に定める事態においては同号に規定する個人情報を含む。以下、本 3 の 5 の 1 において同じ。）」と改めるべきである。報告義務の対象が広く個人情報一般に及ぶよう誤解を生じる可能性がある。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	本ガイドライン案の記載から、個人データとして取り扱われることが予定されていない個人情報の漏えい等が報告対象事態に含まれないことは御理解いただけるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。
43	3-5-3-1	<p>項番 8 意見・質問等:規則第 7 条第 3 号においては、「個人データとして取り扱われる予定の個人情報」が対象となっているところ、3 の 5 の 3 の 1 報告対象となる事態（※4）では、個人情報に特段の条件が記載されていないことから、従業者による不正の目的による漏えいは、「個人データとして取り扱われる予定のない個人情報」も報告の対象となると読み取れるが、どのように理解すればよいか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	個人データとして取り扱われることが予定されていない個人情報の漏えい等は報告対象事態に含まれません。
44	3-5-3-1	<p>項番 9 意見・質問等:「個人情報データベース等へ入力すること等」には、既存の個人情報データベース等に新規取得した個人情報を入力することのみならず、取得した個人情報をもって新規の個人情報データベース等を構成する場合も含まれるのか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	御指摘の場合も、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当します。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
45	3-5-3-1	<p>項番 10</p> <p>意見・質問等:「最終的に個人情報に該当しない統計情報への加工を行うことを予定している場合等」には、仮名加工情報又は匿名加工情報に加工を行うことを予定している場合も含まれるのか。</p> <p style="text-align: right;">【日本証券業協会】</p>	<p>個人情報データベース等へ入力すること等を予定していれば、最終的に仮名加工情報又は匿名加工情報への加工を行うことを予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当します。</p>
46	3-5-3-1	<p>7-8 頁</p> <p>また、不正行為の相手方である「当該個人情報取扱事業者」には、当該個人情報取扱事業者が第三者に個人データ又は個人情報の取扱いを委託している場合における当該第三者（委託先）及び当該「不正の目的をもって」漏えい等を発生させた主体には、第三者のみならず、従業者も含まれる。</p> <p>個人情報取扱事業者が個人データ又は個人情報を取り扱うにあたって第三者の提供するサービスを利用している場合における当該第三者も含まれる。</p> <p>意見①</p> <p>報告対象となる事態に、委託先等が利用する SaaS 等の第三者の提供するサービスも含まれることが明確化されたことを歓迎します。</p> <p>この追加は、自社および委託先が SaaS 等サービス利用を行っている場合、個人情報の「提供」があるとの前提で、追加されたものとの理解しております。</p> <p>その場合、本件は報告対象事態の明確化のみならず、提供、とりわけ委託の具体例でもあるため、法 27 条第 5 項第 1 号に事例 3 として追記いただくことを希望します。</p>	<p>本ガイドライン（通則編）案における御指摘の記載は、必ずしも、当該個人情報取扱事業者から当該第三者に対して個人データ又は個人情報が「提供」されていることを前提とするものではありません。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>委託（法第 27 条第 5 項第 1 号関係）</p> <p>事例 1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合</p> <p>事例 2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合</p> <p>事例 3) 委託先が第三者の提供するサービス(SaaS 等) を利用して個人情報の取扱いを行っており、サービス提供事業者の利用目的がサービス提供に限定されている場合</p> <p>理由 規範明確化の本質についての正しい理解のため。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
47	3-5-3-1 (3)	<p>(3) 2 段落目「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」(以下「不正行為」という。) 以下</p> <p>また書きの後段に記載する「当該第三者」の具体例について教えていただきたい。</p> <p>・また書きで最初に登場する「当該第三者」は「当該第三者（委託先）」とあるとおり、委託先を指しているが、その後段の「当該第三者」は委託先でないものを指していると考えられる。しかしながら、文脈上、「当該第三者」が提供元である個人情報取扱事業者の個人データ（該当個人情報を含む。）を取り扱うのであれば、委託先を指していると解するほかないと考えられる。反対に「当該第三者」が個人データを取り扱わないのであれば、そのような第三者に対して</p>	「当該第三者」として、例えば、個人情報取扱事業者が、個人情報の取得手段として、外部の事業者のサービスを活用している場合における、当該外部の事業者が考えられます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>発生した不正行為に対して、個人情報取扱事業者が報告義務を負うケースが明確でないと考えるため。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国銀行協会】</p>	
48	3-5-3-1 (3)	<p>・報告対象となる事態として、「当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態」が追加となったが、「取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」とは 3-5-1-2 の事例 6 記載のような現時点では未取得の個人情報を指すということでよいか。イメージしやすいように何か例示をいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>御指摘の事例 6) における「ユーザーが当該ページに入力した個人情報」は、「当該個人情報取扱事業者が…取得しようとしている個人情報」に該当します。また、本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1(3)【報告を要する事例】の事例 7) 及び事例 8) においても、「取得しようとしている個人情報」に該当する事例を示しています。</p>
49	3-5-3-1 (3)	<p>・不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による漏えいが報告対象事態と定義されたが、不正行為以外の理由（事務ミスなど）で漏えいした場合には、（3）には該当しないという理解で相違ないか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」以外により漏えい等が発生した場合、本規則案第 7 条第 3 号に定める事態には該当しません。</p>
50	3-5-3-1 (3)	<p>・個人データとして取り扱われることが予定されているものとあるが、取得当時は個人データとして取り扱われる事が予定されていたが、最終的に個人データとならなかつたものの保存や処分等については個人情報として扱ってよいのか。</p> <p>例えば、当該個人情報が不正の目的をもって行われたおそれがある行為により漏えいした場合には、「個人情報」としての取扱いとなるため、同項目に基づく報告対象にはならないという理解でよいか（業法に基づく努力義務となることを想定）。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>当初は個人データとして取り扱われることが予定されていた個人情報が、当該予定がなくなった後に漏えい等し又はそのおそれが生じた場合、本規則案第 7 条第 3 号に定める事態には該当しません。</p>

該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
51	3-5-3-1 (3)	<p>・「取得しようとしている情報」に該当するかどうかは、当該個人情報取扱事業者が用いている個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断するとあるが、例えばどういった取得手段が該当するのか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>本ガイドライン（通則編）案 3-5-3-1(3)【報告をする事例】の事例 6）、事例 7）及び事例 8）において、「取得しようとしている個人情報」に該当する事例を示しています。</p>
52	3-5-3-1 (3)	<p>・個人情報データベース等に入力すること等を予定していれば、最終的に個人情報に該当しない統計情報への加工を予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当するとあるが、「個人情報に該当しない統計情報への加工」とは匿名加工情報への加工を予定している場合を想定している認識で良いか。また、仮名加工情報として加工が予定されている場合はどうか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	<p>個人情報データベース等へ入力すること等を予定していれば、最終的に仮名加工情報、匿名加工情報又は統計情報への加工を行うことを予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当します。</p>
53	3-5-3-1	<p>『当該個人情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報」』への該当性は、事例 6 に示されているとおり「個人情報取扱事業者のウェブサイトの入力ページ」など個人情報の取得を目的としていることが分かるページ等、個人情報の取得が推定される場合に限定されているとの理解でよいか。また、事例 6 はそのようなページへの攻撃による漏えいを前提としているという理解でよいか。</p> <p>理由：事例 6 のように、ウェブサイト自体が「改ざん」される事例だけでなく、DNS サーバの管理アカウントを窃取・窃用され、レコードを改変され罠サイトに誘導される、という事案も発生している。</p> <p>当該罠サイトについては、個人情報取扱事業者がレコードの改変に気付いた時点では既に削除されており、実際に個人情報の漏えいがあったのか確認できないケースも考えられるため、『当該個人情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報」』への該当性は、「個人情報</p>	<p>当該個人情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報」に該当するかどうかは、個別の事案に応じて判断されるものであり、御指摘の場合に限定されるものではありません。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>取扱事業者のウェブサイトの入力ページ」等、個人情報の取得が推定されるものに限定されることを確認させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本損害保険協会】</p>	
54	3-5-3-1	<p>事例 6 に「個人情報取扱事業者のウェブサイトの入力ページが第三者に改ざんされ」について、個人情報取扱事業者に非がないと想定されるケースにおいて、「偽装したウェブサイトの作成」や「廃止したドメインのドロップキャッチによる偽装サイトへの誘導」といった行為により詐取された個人情報は、『当該個人情報取扱事業者が「取得しようとしている個人情報』』に該当しないという理解でよいか。</p> <p>理由：個人情報取扱事業者に偽装したウェブサイトや、既に使わなくなったドメインの悪用について、事前に発見し、予防措置を講じることは困難であり、個人情報取扱事業者に非があるケースでなければ、対策や報告の義務を課すのは困難と思料する。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A 6 - 6との関連で、Q & A にも追加説明を記載することを検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本損害保険協会】</p>	<p>「非がない」が何を意味するかは明らかではありませんが、例えば、第三者が、個人情報取扱事業者の正規のウェブサイトに偽装したウェブサイトを作成し、当該偽装したウェブサイトに個人情報が入力された場合であって、当該偽装したウェブサイトに遷移するリンク等が、当該正規のウェブサイトや当該個人情報取扱事業者が送信したメール等に設置又は記載されている等の事情がないときは、当該入力された個人情報は、通常、「当該個人情報取扱事業者が…取得しようとしている個人情報』に該当するものではないと考えられます。なお、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
55	3-5-3-1	<p>事例 7 に「当該ユーザーが当該偽の入力ページに入力した個人情報が当該第三者に送信された場合」とあるが、「偽の入力ページに入力した個人情報が第三者に送信されたかどうか」確認ができないケースは報告不要との理解でよいか。</p> <p>理由：「偽の入力ページに遷移した」ことまでは個人情報取扱事業者側で、ログで判明する可能性はあるが、「偽の入力ページに入力した個人情報が第三者に送信されたかどうか」は調査できないケースも多いと考えたため、確認させていただきたい。</p> <p>なお、「偽の入力ページに個人情報を入力した」本人（被漏えい者）から、不審メール他の被害の申告がある場合は、第三者に送信されたものとして報告対象に該当すると考えている。</p>	<p>御指摘の事例において、第三者への送信が疑われるものの送信された確証がない場合には、漏えいした「おそれ」が認められますので、報告を要します。</p>

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		【一般社団法人日本損害保険協会】		
56	3-5-3-1	<p>個人情報が含まれるメールを受信した個人情報取扱事業者において、メールシステムがサイバー攻撃にあった場合、メール内に含まれる個人情報は「個人データとして取り扱われることが予定されている」ことに該当するか。</p> <p>理由：電子メールの本文には様々な個人情報が含まれており、必ずしも個人データとして取り扱うものでないものも含まれている。業として受信したことをもって、「取得しようとしている」または「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当すると解釈される場合、メールシステムがサイバー攻撃の被害に遭うと、メールに含まれるすべての個人情報が漏えいのおそれの対象となってしまうが、その特定、通知は現実的には困難であるため、確認させていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本損害保険協会】</p>	<p>個別の事案毎に判断することになりますが、御指摘の事例であっても、例えば、メールアドレス帳に氏名を付してメールアドレスを保存している場合、通常、メールシステムの検索機能を使うことにより当該メールアドレスに係る検索を容易に行うことができるため、これらのメールは全体として、個人情報データベース等を構成し、個人データに該当すると考えられます。</p> <p>また、メール内に含まれる個人情報が個人データに該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者が個人情報データベース等へ入力すること等を予定している個人情報は「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当します。</p>	
57	3-5-3-1	<p>Chat GPT に個人情報を入力したところ、意図せず再学習ができるようになっていた場合は不正の目的がある漏えい等として報告しなければならないでしょうか。再学習は、事業者にとっては不正な目的と言えるような気がしますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>個別の事案についてはお答えしかねますが、一般論として、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」により、「個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）」の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある場合には、本規則案に基づく報告義務等が課されます。</p>	

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
58	3-5-3-2 項番 11 意見・質問等:「個人データ又は個人情報」は、「個人データ（規則第7条第3号に定める事態においては同号に規定する個人情報を含む。以下、本3の5の3の2において同じ。）」と改めるべきである。報告義務の対象が広く個人情報一般に及ぶよう誤解を生じる可能性がある。	【日本証券業協会】 本ガイドライン案の記載から、個人データとして取り扱われることが予定されていない個人情報の漏えい等が報告対象事態に含まれないことは御理解いただけるものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。
59	3-5-3-2 「個人データの取り扱いを委託している場合においては」委託元と委託先の双方が個人データ漏えい等の報告をする義務を負うことになっているが、委託先にアンケート用紙の回収業務のみを委託する場合や、他社のオンラインフォーム作成サイトを利用する場合等、個人情報を取得する行為のみを委託しており、委託先自身においては個人データとして取り扱うことは予定されていない場合も、委託元と委託先の双方が漏えい等報告義務を負うという理解で良いか。そうであれば、その旨明確にしていただきたい。 仮にそうでないとすると、委託元としては、取得しようとしている個人情報の漏えい等について、委託先の協力がない限り認識できることになるが、委託先にとって法令上の義務がない（またはガイドライン上その存否が不明確な）点についての報告義務を、契約条件に盛り込められるとは限らず、委託元にとってのみ法令遵守に対する負荷が大きくなることが懸念される。とりわけ、定型的な約款のもとでしか利用できない SaaS 型の個人情報収集サービス（個人データを取扱わないとするオンラインフォームの作成サイト等）の利用が困難となることが懸念される。	【匿名】 御指摘の事案において、委託先は、自ら個人データとして取り扱うことを予定していない個人情報の漏えい等については、報告義務を負いません。もっとも、委託元は、委託元にとって「取得し又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われるが予定されているもの」が漏えい等した場合には報告義務を負いますので、委託先はこれに協力することが求められます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
60	3-5-3-3	<p>ガイドライン通則 3-5-3-3 では 漏えいから報告までの期間は、おおむね 3 ? 5 日とされているが、現実には 6 日以上たって報告することは認められていない</p> <p>業態によっては、郵便の誤配のような、業者の責によるものではなく、影響範囲が特定されて限定されているケースが多いことがある。</p> <p>後 2 ? 3 日あれば、実際に漏えいがあったか確認し、顧客への説明や誤配郵便物の改修を完了させることができたとしても、5 日ルールに縛られ、漏えい未確定の段階で、「恐れがある」として速報を出し、対応完了後にあらためて確報を出す、過度の負担を強いられている。</p> <p>今回、この点についても対象として、 例えば ・期間を 10 日以内とする ・期間はあくまで目安であることを明確にする等の改正をお願いする</p>	【匿名】 本意見募集は本規則案及び本ガイドライン案の改正案の内容に関するものですので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
61	3-5-4-1	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 3-5-4-1において、報告対象事態が生じた場合、委託元と委託先が双方が本人への通知を行うこととしているが、以下の理由から、個人情報の取扱いの委託がある場合の通知義務の責任の所在は委託元としたうえで、委託元または委託先のどちらかが通知を行う形にしていただきたい。</p> <p>【理由】</p>	本ガイドライン案の御指摘の箇所は、法第 26 条第 2 項について説明したものですので、原案どおりとさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>・ユーザー本人からすると、委託先における個人情報の取扱いについては不知のため委託先からの通知を受けることを予期していないケースや、委託先での漏えいについて、ユーザーと直接やりとりしていない委託元から連絡が来ると混乱が予測されるケースなど、委託の実情によってさまざまなケースが考えられる。通知責任やどちらで通知を行うかの確認する責任は委託元が負うべきだが、通知自体は実情に応じて対応すべきである。</p> <p>・同一事象について、通義義務を負う主体が、委託先と委託元双方あるとすると、通知内容が同一でない場合、双方から通知を受け取った本人は、どのように対応してよいかわからず、また、どちらに問合せてよいかわからず、混乱させる。</p> <p>・委託先自身も本人への通知義務があるとすると、委託先が委託元と連携することなく独自に通知を発信するなど委託先への統制上の問題が生じる。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
62	3-5-4-1	<p>・本人への通知義務について、必要に応じて委託元による本人への通知に協力することが求められているとあるが、例えばどんな場合に協力する必要があるのか。想定している場面を教えていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国信用金庫協会】</p>	例えば、委託先が、委託元への通知を行った後に、委託元が本人へ通知すべき事項であって委託元が独自に把握することが困難なものについて、新たに委託先が把握した場合等が考えられます。
63	10	<p>項番 12</p> <p>意見・質問等:項番 4（事務局注：意見番号 29）の理由により、（※1）は削除すべきである。または、「法第 23 条に定める「その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置」を講じるにあたっては、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているもの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれることが望ましい。」という内容に留めるべきである。</p>	個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものが、当該個人情報取扱事業者において個人情報データベース等を構成する前の段階で漏えい等した場合であっても、個人情報データベース等を構成することとなった後の段階で漏えい等した場合、すなわち、個人情報取扱

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>【日本証券業協会】</p> <p>事業者が取り扱っている個人データが漏えい等した場合と同様の結果が生ずることとなります。そのため、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。本ガイドライン案の御指摘の箇所は、このような従前からの解釈を明確化したものですので、原案どおりとさせていただきます。</p>
64	<p>● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）について</p> <p>2-2-2-1 項番 13 意見・質問等:項番 4（事務局注：意見番号 29）の理由により、※2 の「法第 23 条に定める「その他の個人データの安全管理措置のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。また、」は削除すべきである。または、「法第 23 条に定める「その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置」を講じるにあたっては、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれることが望ましい。」という内容に留めるべきである。</p> <p>【日本証券業協会】</p>	<p>個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものが、当該個人情報取扱事業者において個人情報データベース等を構成する前の段階で漏えい等した場合であっても、個人情報データベース等を構成することとなった後の段階で漏えい等した場合、すなわち、個人情報取扱事業者が取り扱っている個人データが漏えい等した場合と同様の結果が生ずることとなります。そのため、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。本ガイドライン案の御指摘の箇所は、このような従前からの解釈を明確化したものですので、原案どおりとさせていただきます。
● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（案）について		
65 5-3-1 (1)	<p>法66条1項の解釈変更として、「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、「行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる」とされるが、こうした漏えい等（の具体例ではなく）を防止するための具体策は、事務対応ガイドで示されるという理解で宜しいか。</p> <p>令和5年9月27日の個人情報保護委員会資料によると、「いわゆるウェブスキミングによる情報流出等を、漏えい等報告及び本人通知の対象となる事態とするため、規則等の改正」をするものとされているが、特に想定する事態である「不正の目的をもって行われたおそれがある（情報保有主体）に対する行為」について「特定電子計算機の使用によるもの」等の限定がない。このため、防止すべき事態には、電気通信回線に接続されていない電子計算機を使用する第三者及び委託及び再委託等を行なった際の当該委託・再委託等を受けた者等による不正の目的をもって行われたおそれのある行為による漏えい等も含まれ得るという理解で宜しいか。必ずしも個人情報保護委員会において想定されたウェブ上のインシデントだけではないであれば、この解釈変更及び規則改正による対象拡張に伴う「必要かつ適切な措置」の具体策を示されたい。</p>	<p>御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。なお、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該行政機関等が保有個人情報として取り扱うことを予定しているものが、当該行政機関等において行政文書に記録される前の段階で漏えい等した場合であっても、行政文書に記録されたこととなった後の段階で漏えい等した場合、すなわち、行政機関等が取り扱っている保有個人情報が漏えい等した場合と同様の結果が生じることとなります。そのため、「その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」には、行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該行政機関等が保有個人情報として取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれます。本ガイドライン（行政機関等編）案の御</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方	
		<p style="text-align: right;">【東京都】</p> <p>指摘の箇所は、このような従前からの解釈を明確化したものであります。また、御理解のとおり、「不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為」（規則第43条第3号）は、電気通信回線に接続されている電子計算機を利用したものに限られません。</p>	
	<p>● 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）について</p>		
66	3-4、5-7	<p>(1)今回の改正案では、他の法域から移転された個人データを含む個人データに政府がアクセスする際の透明性と説明責任の向上を促進する上で、OECD「民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する宣言」「OECD TGA 宣言」)が、果たす役割について強調しています。我々は OECD TGA 宣言の強力な支持者として、本改正ガイドラインを概ね支持します。</p> <p>(2)ガイドライン改正を実現させるための長期的なアプローチの一環として、我々は、G7 参加国、および、DFFT の具体化のための国際枠組み (IAP : Institutional Arrangement for Partnership) の他の参加国に対し、それぞれの法制度が OECD TGA 宣言の各原則または要素にどのように対応しているかを示す文書を公表することを推奨しました。これらの経済圏が、そのような「マッピング」作業を行い、その結果を一般にアクセス可能なウェブサイトで公開することに同意すれば、この情報は（将来的には）個人情報保護委員会のウェブサイト上で相互参照することが可能となります。</p>	<p>(1) 賛同の御意見として承ります。</p> <p>(2) 御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>(3) 御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。なお、OECD 加盟国以外の外国であっても、OECD に加盟していないことをもって直ちに、当該外国において、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度又は相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度が存在することとなるものではありません。また、個人情報取扱事業者は、法第 28 条等の法の規定に従う限り、提供先の第三者が所在する国が OECD 加盟国であるか否かを問わず、外国にある第三者に対して個人データを提供することができます。</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>(3)OECD TGA 宣言は OECD 加盟国によって採択されていますが、他の国ではまだ採択されていないため、OECD 非加盟国が OECD TGA 宣言の基準を満たしていない、あるいは OECD 非加盟国にデータを移転すべきではないという根拠のない推測を避けることが重要です。これらの移転が、他の保護措置を条件として、個人情報保護法の下では認められている旨を貴委員会のウェブサイトに説明として追加することを推奨します。</p> <p>(理由)</p> <p>BSA Software Alliance 1(BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス、以下 BSA) および Global Data Alliance (グローバル・データ・アライアンス、以下 GDA) 2 は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」の一部を改正する告示（案）」（以下、ガイドライン改正案）における、データ移転に関する改正について、パブリックコメントの機会を得られたことに感謝し、個人情報保護委員会（以下、貴委員会）に以下の意見を提出します。3</p> <p>今回の改正では、他の法域から移転された個人データを含む個人データに政府がアクセスする際の透明性と説明責任の向上を促進する上で、OECD「民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する宣言」4（「OECD TGA 宣言」）が、果たす役割について強調しています。我々は OECD TGA 宣言の強力な支持者として、本ガイドライン改正案を概ね支持します。</p> <p>はじめに</p> <p>BSA と GDA の会員企業は、今日の国境を越えた経済が顧客と国民の信頼に依存していることを認識し、テクノロジーやビジネスモデル全体にわたってデータを保護することに長年、深く</p>	

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>コミットしています。我々は、越境データ移転を促進しながらも、個人データ保護とデータガバナンスの基準を強化する日本の取り組みを強く支持しています。</p> <p>GDA の「越境データ政策インデックス」⁵に反映されている通り、国際的なデジタルネットワークを介してテクノロジーにアクセスし、データを安全に移転することを可能にすることは、経済的、また、その他の政府の政策目標の両方にとって非常に重要です。国境をまたぐ厳格な政策はプライバシー⁶を保護できないだけでなく、発展途上国⁷と中小企業⁸に打撃を与え、金融包摂⁹を妨げ、サイバーセキュリティ¹⁰を弱体化させ、イノベーション¹¹遅らせ、そして様々な健康と安全¹²、環境¹³、その他の規制統制（汚職防止、マネーロンダリング防止、詐欺防止などを含む）¹⁴目標を損なわせます。データ移転はあらゆる分野¹⁵、バリューチェーンのあらゆる段階で¹⁶経済にとって極めて重要です。国連、世界貿易機関、世界銀行、他の開発銀行は、データのローカライゼーションの義務化やデータ移転の制限は、特に発展途上国にとって有害であると警告しています。BSA と GDA は、国境を越えたデータ移転を通じて、経済的機会、個人データ保護、および上記の政策目標を支援するという日本の取り組みを支持します。</p> <p>提言</p> <p>我々の今回の意見は、個人情報委員会規則¹⁷および関連するガイドラインに関し、以前提出した我々の意見¹⁸に基づいています。2023 年度のガイドライン改正案では、データを他国に移転する際には OECD TGA 宣言の原則も考慮することが推奨されています（下記）。</p> <p>事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度に該当するか否かを判断するに当たって</p>	

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>は、例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）を参考することが考えられる。¹⁹</p> <p>ガイドライン改正案には、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度」に関する情報の例が含まれています。上記の OECD TGA 宣言への言及は、考慮に入れることができる新しい（3番目の）例です。この点につき、以下、我々の見解を記します。</p> <p>第一に、我々は、ガイドライン改正案で提案されている OECD TGA 宣言への新たな言及を歓迎します。これは、政府が個人データへアクセスすることを国家安全保障と法執行の目的に限定する保護措置の重要な共通認識を示しています。BSA と GDA は、これらの共通原則を策定する OECD の取り組みを強く支援してきました。これは、今日のデジタル経済を推進する国際的なデータ移転のための、より安定した環境づくりに役立つ信じています。個人情保護法に基づいて、企業がデータを移転することを可能にすることを促進するガイドラインに OECD TGA 宣言を組み込むとする、貴委員会の取り組みを我々は支持しています。</p> <p>第二に、ガイドライン改正を実現させるための長期的なアプローチの一環として、我々は、G7 参加国および DFFT の具体化のための国際枠組み（IAP : Institutional Arrangement for Partnership）の他の参加国に対し、それぞれの法制度が OECD TGA 宣言の各原則または要素にどのように対応しているかを示す文書を公表することを推奨しました。²⁰ これらの経済圏が、そのような「マッピング」作業を行い、その結果を一般にアクセス可能なウェブサイトで公開することに同意すれば、この情報は（将来的には）貴委員会のウェブサイト上で相互参照することができるとなります。</p>	

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>第三に、OECD TGA 宣言は OECD 加盟国によって採択されていますが、他の国ではまだ採択されていないため、OECD 非加盟国が OECD TGA 宣言の基準を満たしていない、あるいは OECD 非加盟国にデータを移転すべきではないという根拠のない推測を避けることが重要です。実際、これらの移転は、他の保護措置を条件として、個人情報保護法の下では既に認められており、貴委員会のウェブサイトにこの趣旨の説明文を追加することは有用であると考えます。</p> <p>最後に、外国における個人情報保護制度に関する情報は、貴委員会が貴委員会のウェブサイトで提供する情報に基づくべきであるという、2021 年 6 月に我々が提出した意見を改めて述べさせていただきます。</p> <p>結論</p> <p>BSA と GDA は、ガイドライン改正案について意見する機会を得られたことに感謝しております。ガイドラインを継続的に改善していく際に、これらの推奨事項が役立つことを願っています。貴委員会がガイドラインを更新し、幅広い関係者に関与してもらうための措置を講じていることに感謝します。上記提言に関し、ご質問や、より詳細な議論をご希望であれば、ぜひお知らせください。</p> <p><参照リンク></p> <p>1 www.bsa.org を参照してください。</p> <p>2 www.globaldataalliance.org を参照してください。</p> <p>3 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000259478 を参照してください。</p>	

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>4 OECD「民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する宣言」(2022 年) (以下「OECD TGA 宣言」とする) は、以下で参照することができます :</p> <p>https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0487#:~:text=WE%20ACKNOWLEDGE%20that%20government%20acces,s%20to%20personal%20data,vested%20with%20powers%20to%20lawfully%20access%20such%20data</p> <p>5 https://globaldataalliance.org/resource/cross-border-data-policy-index/</p> <p>6 https://globaldataalliance.org/issues/privacy/</p> <p>7 https://globaldataalliance.org/issues/economic-development/</p> <p>8 https://globaldataalliance.org/issues/small-businesses/</p> <p>9 https://globaldataalliance.org/sectors/finance/</p> <p>10 https://globaldataalliance.org/issues/cybersecurity/</p> <p>11 https://globaldataalliance.org/issues/innovation/</p> <p>12 https://globaldataalliance.org/sectors/biopharmaceutical-rd/; https://globaldataalliance.org/sectors/medical-technology/; https://globaldataalliance.org/sectors/healthcare/</p> <p>13 https://globaldataalliance.org/issues/environmental-sustainability/</p> <p>14 https://globaldataalliance.org/issues/regulatory-compliance/</p> <p>15 https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2021/07/GDAeverysector.pdf</p>	

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>16 https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2021/07/infographicgda.pdf 17 例を参照してください。 https://www.globaldataalliance.org/downloads/en01252021gdacmtsaprules.pdf 18 例を参照してください。 https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2021/07/en06182021gdaamendappi.pdf 19 ガイドライン案の「外国にある第三者への提供編」5-2 提供すべき情報/(2)当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 – 例 3」を参照：https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000259478 20 Global Data Alliance、信頼性のあるデータの自由な流通（Data Free Flow with Trust）のパートナーシップの国際協定に関する意見（2023）、 https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2023/04/04212023gdacmtsg7dff.pdf; 「信頼性のあるデータの自由な流通（Data Free Flow with Trust）の相互運用のための制度的取り決め（Institutional Arrangement for Partnership）に関するグローバル産業界からの共同声明（2023）」も参照してください： https://globaldataalliance.org/wp-content/uploads/2023/04/04182023g7dffglindustry.pdf</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス、グローバル・データ・アライアンス】</p>	

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
67	<p>5-2 なぜ、個人情報保護委員会は「OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）を参照することが考えられる」と考えるのか。記載の背景を明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>「民間が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」は、OECD加盟国での法執行・国家安全保障の目的のためのガバメントアクセスの原則を、OECD加盟国の既存の法と実務から導き出された共通点として反映したものであり、OECDプライバシーガイドラインを補完し、ガバメントアクセスにかかる事実上の国際スタンダードとして機能することが期待されます。</p>
68	<p>3-4 頁</p> <p>（※3）事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度に該当するか否かを判断するに当たっては、例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022年）を参照することが考えられる。</p> <p>意見②</p> <p>我が国が「信頼性のあるデータ流通（DFFT）」を主導し、セキュリティ、プライバシー保護、データ保護等について生じる課題への対処の方策として、共通の価値観をもつ国々とスムーズなデータ移転の枠組みについて協議を進めていることを歓迎します。</p> <p>一方、事業者が移転国の制度を確認する際には、各国ごとの評価が必要となります。実務において、本文書をどのように評価すべきか読み取りにくいため、当該文書に記載がある国はガバメントアクセスについてトラストして問題ない国であることがわかるよう、</p>	<p>前段について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段について、事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当するか否か等は、同宣言に記載された「民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する原則」等を参照し、個別に判断する必要があります。</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>※ 3の下部に、例えば以下のように追記いただくことを希望します。</p> <p>追記例：</p> <p>(※3) 事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度に該当するか否かを判断するに当たっては、例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」(2022年)を参照することが考えられる。</p> <p>上記文書に記載のある宣言国は、"民主的価値に基づき、法の支配、プライバシー及びその他の人権と自由の保護を堅持し"、"共通の価値観に基づく正当なガバメントアクセス"を行っていると評価することができる。</p> <p>その場合、「本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性がある制度」がある国には該当しないと考えられる。</p> <p>理由</p> <p>文書の参照する際のポイントがわかりにくいため。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
69 5-2 (※3)	<p>意見)</p> <p>個人情報保護委員会にてご提供いただいている「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」に、当該宣言の採択有無やその他当該調査に関連する内容を含めた上で、当該宣言を参照するような規定を追加して頂きたい。</p> <p>(理由)</p>	御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。

	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>現在、規則第 17 条 2 項に規定されている情報を提供する際、個人情報保護委員会より、「事業者に参考となる情報を提供する観点（※）」から、左記調査結果について、ご提供を頂き、各事業者は活用している状況。</p> <p>仮に当該宣言の情報が上記調査に含まれず、当該宣言の情報のみ個別に提供し、同意取得を行うこととなると、各事業者に一定負担が生じることとなる。上記調査に当該宣言を含めていただく形で、ガイドラインへの追加を検討頂きたい。</p> <p>※令和3年9月 17日 個人情報保護委員会事務局文書「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査について」より抜粋</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人生命保険協会】</p>	
70	5-2 (2) (工) 事例 1)	<p>外国等に提供する個人情報の本人に対して提供すべき、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に関する情報（適切かつ合理的な方法で得られるものに限る。）として注釈 3 を追加し、当該外国等の政府によるパブリックアクセス（「事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度」）を本人に注意喚起するために、その「制度に該当するか否かを判断するに当たっては、例えば、OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（2022 年）を参照することが考えられる。」との例示を追加するものと思われるが、この視点で本人への情報提供及び注意喚起すべき情報は、差し詰め、（1）令和 4 年 12 月 14 日及び 15 日に開催された OECD デジタル経済政策委員会（CDEP）閣僚会合の共同宣言に賛同した国及び地域等は政府による広範な情報収集をしないよう努める外国等である旨、（2）これらの外国等以外の外国等は少なくとも上記共同宣言には賛同していない旨の 2 点であると解して良いか（6 の 2 相当措置の継続的な実</p>	<p>前段について、御指摘の箇所は、事業者が保有する個人情報について政府による情報収集が可能となる制度に関して、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に該当するか否か等を判断するに当たっては、「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」等を参照することが考えられる旨をお示しするものです。提供先の第三者が所在する外国において、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度等が存在する場合には、当該制度の存在について本人への情報提供を行う必要がありますが、当該外国が上記宣言の採択に参加しているか否かという点については、必ずしも本人へ</p>

該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	<p>施を確保するために必要な措置に関する情報も同じ）。漫然と上記共同宣言を参考するというだけでは、参考すべき情報の焦点が定まらないと思われる。</p> <p>また、今回のパブリックコメントでは、規則及び告示としての性格を持つ各「ガイドライン」のみが対象となっているが、外国にある第三者への提供に相当する記載は、行政機関等においては「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」だけでなく、告示ではない「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」にも記載がある。行政機関等が外国にある第三者に提供するときの本人に対する情報提供すべき情報としてのパブリックアクセスの記載は、今回のパブリックコメントの対象である前者には記載がないが、後者において令和5年度中に記載されるという理解で良いか。</p>	<p>の情報提供が求められるものではありません。</p> <p>後段について、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

※御意見はとりまとめの都合により整理・要約して掲載しております。

※上記のほか、本規則案及び本ガイドライン案の内容とは関係がないと考えられる御意見が15件ありました。